

## 2017年度「経済援助給付奨学金(自然災害(東日本大震災)による被災者対象)」申請要項

### 1.申請資格

以下の(1)~(4)の要件を全て満たす方が対象です。

- (1)岩手県・宮城県・福島県・茨城県のうち、東日本大震災により災害救助法が適用された市区町村に、地震発生日である2011年3月11日時点で家計支持者(=学費負担者)が居住していたこと。
- (2)東日本大震災により家計支持者又は家計支持者と生計を一にする同居親族(ただし被災学生と2親等以内)が所有する住家(借家は除く)について、市区町村役場発行の罹災証明書の罹災状況が「全壊」・「全焼」・「全流失」・「大規模半壊」であること。または家計支持者(学費負担者)が死亡した場合。
- (3)家計支持者(学費負担者)の2016年分(2016年1月~12月)の収入・所得が、以下のア、イのいずれかを満たすこと。
  - ア. 給与収入のみの場合  
収入金額(源泉徴収票の支払金額)が**567万6千円未満**であること。
  - イ. 給与収入以外の収入がある場合(例:自営業者や会社員で、事業所得や不動産所得がある)  
合計所得金額が**400万円以下**であること。
- (4)2014年度以前入学生でかつ2017年度も継続して本学に在学していること(ただし、2017年度に休学を予定している学生や修学延長生は除く)。

### 2.給付金額・給付日

#### (1)給付金額

2017年度学費前期分相当額

学部 : ・授業料の半額  
・施設設備費の半額  
・実験実習料の半額

※学費減免を受ける場合には、減免後の金額を給付額の算定基礎とします。

#### (2)給付日

5月下旬振込予定

#### (3)その他

諸会費(学友会費・父母連絡会費・学会費)は免除します。

### 3.申請方法

※本奨学金申請の際には、申請資格(1)~(4)を満たすことをよく確認してください。

※提出期限を越えての申請は一切受け付けできません。

#### (1)提出期限

**2017年3月15日(水) 必着**

#### (2)提出先

「6.お問い合わせ先」の受付窓口に、郵送(郵便事故を防ぐため、必ず簡易書留又は特定記録をお願いします)または直接お持ちください。

### (3)提出書類

提出書類		提出区分	備考
①	経済援助給付奨学金（自然災害による被災者対象）申請書（別紙1）	全員必須	
②	被災建物に関する登記事項証明書（所有者事項証明書）	2017年度から新規に申し込む方 ※2016年度以前に提出している場合は不要です。	原本が必要です。法務局で発行されます。
③	住民票の写し（マイナンバー〔個人番号〕の記載がないもの）	全員必須	世帯全員分の情報（続柄を含む）が記載されている原本が必要です。市区町村役場に発行を依頼する際は、必ず「世帯全員分の続柄が記載された全部事項証明書」を請求してください。
④	家計支持者（学費担当者）の2016年分（2016年1月～12月）の収入に関する書類	全員必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与収入のみの場合 勤務先発行の源泉徴収票（原本）。別紙2に貼付してください。</li> <li>給与収入以外の収入がある場合（例：自営業者で、事業所得や不動産所得がある） 確定申告書第一表・第二表の控えのコピー（税務署受付印があるもの）。</li> </ul>
⑤	被災状況がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況が変更になった方</li> <li>2017年度から新規に申し込む方</li> <li>※2016年度以前に提出している場合は不要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家が被災した方 被災状況変更後の罹（り）災証明書 ※被災地の県市区町村役場・消防署が発行したもの。コピー不可。</li> <li>家計支持者（学費負担者）の死亡 死亡が確認できる証明書。</li> </ul>
⑥	口座振込依頼書（別紙3）	全員必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人名義の口座を指定してください。（詳細は別紙3へ）</li> </ul>

※公的機関発行の証明書（登記事項証明書、住民票、罹災証明書等）については、原則として発行から3カ月以内に取得したものを添付してください。

※申請内容により、電話での確認や必要に応じて追加書類を提出していただくことがあります。

※提出された書類は返却いたしません。

#### 4.採否結果

提出書類を審査し、採否を決定します。結果は、本人へ通知します。その後、期限までに誓約書が提出されると奨学金が給付されます。

#### 5.その他

(1)学部生を対象とする経済援助給付奨学金（所得条件型：従来の父母年収合計300万円以下）との併給はできません。

(2)申請内容や提出書類が事実と異なる場合や退学や休学（半期休学含む）、学則違反等により、奨学金の受給資格を失った場合は、採用を取り消し、給付奨学金を速やかに一括で返還していただきます。

(3)提出された書類および申請書に記入された内容は奨学金業務以外の目的に使用することはありません。

6.お問い合わせ先（受付窓口）

◆文系学部生 学生部事務室厚生課（多摩キャンパス6号館地下1階）

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 TEL.042-674-3461 FAX.042-674-3475

平日：9:00～12:00、13:00～17:00 土曜日：9:00～12:00

日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室します。

◆工学部生 工学部学生生活課（後楽園キャンパス1号館1階）

〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27 TEL.03-3817-1716 FAX.03-3817-1668

平日：10:00～17:00 土曜日：10:00～12:00 日曜日・授業実施日を除く祝日は閉室します。

以上